



## 平成18年度 科学研究費補助金 公募要領・研究計画調書の主な変更点と注意事項

### 1. 主な変更点

#### < 共通事項 >

#### 【日本学術振興会電子申請システムを利用した応募】

平成18年度応募分より、「特別推進研究」に加え、「特定領域研究（継続の研究領域）」、「基盤研究」、「萌芽研究」、「若手研究」についても、「電子申請システム」を利用して、応募書類の一部を作成・提出（送信）していただきます。

#### 【公募要領】

##### （1）研究者番号の事前取得・更新

平成18年度科学研究費補助金に応募するためには、応募前に「研究者名簿」に登録されている必要があります。また、既に研究者番号を有する研究者についても、応募しようとする研究機関の「研究者名簿」に部局・職名も含め正しく登録されている必要があります。（応募書類を提出すると同時に「研究者名簿」の登録受付は行いません。）

各研究機関においては、「科学研究費補助金研究者名簿について」（平成17年5月31日付17振学助第14号 文部科学省学術研究助成課長通知）に基づき、「研究者名簿」への登録手続を確実に行ってください。（最終締切：10月21日（金））

##### （2）競争的研究資金の不合理な重複又は過度の集中を避けるための処置

競争的研究資金の不合理な重複又は過度の集中を避けるために必要な範囲で、応募内容について、他府省を含む他の競争的研究資金担当課（独立行政法人を含む。）に情報提供することがあります。また、不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、補助金を交付しないことがあります。

#### 【研究計画調書】

##### （1）「応募情報（Web入力項目）」を出力（印刷）し、研究計画調書の前半部分として使用してください。

「電子申請システム」に登録した内容が、計画調書の前半部分として構成されますので、応募情報（Web入力項目）を必ず登録してください。

##### （2）海外共同研究者等の研究協力者の記載箇所の変更

「研究組織」欄には、研究代表者又は研究分担者しか入力できませんので、海外共同研究者等の研究協力者を研究計画調書に記載したい場合は、「研究計画・方法」欄等に記入してください。

**(3) 研究計画調書等の研究代表者押印欄を廃止**

研究代表者の押印欄を廃止しました。

**(4) 「エフォート」欄の記入方法を変更**

すべての研究者（分担金の配分が無い研究分担者も含む）について記入が必要となりました。

**< 第1種科研費に関する事項 >**

**【公募要領】**

応募書類の受付会場を日本学術振興会に変更しました。

**【研究計画調書】**

**(1) 「研究資金の応募・採択状況一覧」を新たに追加しました。**

「特定領域研究」に、「研究資金の応募・採択状況一覧」を新たに追加し、他の研究費制度の研究課題に係るエフォート等の記入が必要となりました。

**< 第2種・第3種科研費に関する事項 >**

**【公募要領】**

**(1) 「細目表付表キーワード」を選定**

基盤研究（審査区分「海外学術調査」を除く）、萌芽研究、若手研究に応募する場合、研究計画の内容に照らし、「細目表付表キーワード一覧」より、最も関連が深いキーワードを選択することが必要となりました。また、必要に応じて任意のキーワードを記入することができます。

**【研究計画調書】**

**(1) 「本応募研究課題及び他の研究課題の受入・応募等の状況・エフォート」欄を新たに追加しました。**

「基盤研究（C）、萌芽研究、若手研究」に「本応募研究課題及び他の研究課題の受入・応募等の状況・エフォート」欄を新たに追加しました。

また、「本応募研究課題及び他の研究課題の受入・応募等の状況・エフォート」欄には「本応募研究課題と他の研究課題における研究内容の相違点及び当該他の課題に加えて本課題へ応募する理由」の記入が必要となりました。

**(2) 基盤研究（一般・海外）の「研究業績」欄の記入方法を変更**

発表年毎に点線で区切って記入することが必要となりました。

**(3) 基盤研究（S）の「研究目的」欄の記入事項を追加**

同時に基盤研究（A）に応募している場合、関連する研究課題の場合は、到達目標等の相違点、関連のない研究課題の場合は、研究内容の相違点を記入することが必要となりました。

**(4) 萌芽研究の「萌芽研究で応募する理由」欄を廃止**

より萌芽研究の目的に合った課題を選定するため、「萌芽研究で応募する理由」欄を「研究目的」欄に統合し、着想に至った経緯等を適宜、文献を引用しつつ記入することが必要となりました。

## 2. 作成及び提出に当たって留意する事項

- (1) 研究計画調書の作成に当たっては、「応募情報（Web入力項目）作成・入力要領」及び各研究種目の「研究計画調書作成・記入要領」をよく読んで、記入漏れ等のないよう十分注意するとともに、公募要領を参考にしてください。
- (2) 細目の選定にあたっては、次の場合に分割番号を選択する必要があるので注意してください。
  - ・「総合・新領域系」の一部の細目（基盤研究、萌芽研究、若手研究）
  - ・「基盤研究（C）」（審査区分「一般」）のうち「生物系」の一部の細目
- (3) 「研究業績」欄に、学術誌への投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限ります。
- (4) 研究計画調書は、前半部分（応募情報）と後半部分（応募内容ファイル）をそれぞれ両面印刷して、後半部分は先頭ページがおもて面となるように作成してください。
- (5) 研究計画調書は概ね5ヶ月（11月受付時から3月の審査会）以上の長期にわたって使用されるので、左側をしっかりとりのり付けしてください。（提出後に一部分が剥がれて無くなってしまっても責任を負えません。）
- (6) 例年、提出された研究計画調書の中に、裏面が白紙のものや、表と裏が逆に貼り付けてあるものが見受けられますので、十分注意してください。（そのままの状態審査に付されます。）
- (7) 研究計画調書は審査資料ですので、極端に小さい字、行間、字間の狭いものなど、読みづらいものは避けてください。
- (8) 応募情報を出力（印刷）した研究計画調書の前半部分に修正（PDFファイルの改変・印刷後の修正液の使用等）を加えることはできません。
- (9) 平成18年度科学研究費補助金（基盤研究等）の「評価ルール」については、大幅な改善を予定しており、10月中旬頃に日本学術振興会のホームページにおいて公開する予定ですので、参考にしてください。
- (10) 平成18年度公募について、文部科学省及び日本学術振興会ホームページ上に研究計画調書の応募内容ファイルを、関係通知と併せて掲載しています。  
研究計画調書の応募内容ファイルの作成に当たっては、本年9月1日付けで文部科学省及び日本学術振興会から各研究機関宛送付している研究計画調書の応募内容ファイルを複写していただくか、ホームページから研究計画調書等のファイルを手に入ってください。

文部科学省ホームページ

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/main5\\_a5.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm)

日本学術振興会（JSPS）ホームページ

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>



### 3. 研究機関において特に留意する事項

- (1) 提出期間は、平成17年11月14日(月)～11月17日(木)(期限厳守)です。応募書類を送付する場合は提出期間内に到着するよう発送してください。なお、送付された応募書類のうち、平成17年11月16日(水)までに発送したことが証明できる場合に限り、11月18日(金)に到着したのもまで受理します。(提出期限を過ぎて到着しても受付できませんので十分注意してください。)また、受付会場に応募書類を持参する場合は、受付時間にもご注意ください。(午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までです。)
- (2) 研究種目ごとの**提出部数**を、公募要領(文部科学省公募要領65頁、日本学術振興会公募要領41頁)で**必ず確認**してください。
- (3) **内部監査等報告書などの提出**  
研究者が作成する応募書類以外に、研究機関が作成、提出する書類として、「内部監査等実施状況報告書」及び「科学研究費補助金事務担当者名簿」が必要となります。  
応募の有無に関わらず、平成17年度科学研究費補助金を受けた研究代表者が所属する研究機関は、様式T-3「内部監査等実施状況報告書」を作成してください。  
また、全ての研究機関は、様式T-4「科学研究費補助金事務担当者名簿」を作成してください。
- (4) **「電子申請システム」による応募に伴う事前手続**  
応募予定の研究者がいる場合には、「電子証明書発行依頼書」を独立行政法人日本学術振興会総務部システム管理課に提出してください。
- (5) **「研究者名簿」への登録確認**  
所属する研究者が、「研究者名簿」への登録期限までに、部局・職名を含め正しく登録されているか、必ず確認してください。
- (6) **整理番号の付番方法の変更**  
従来、所属研究機関担当者が付番していた整理番号は、電子申請システムにより自動的に応募情報(Web入力項目)に付番されます。
- (7) **第1種科研費の提出先の変更**  
応募書類の提出場所が日本学術振興会となりましたのでご注意ください。なお、応募書類を送付する場合は、「特定領域研究」のみを別便で『日本学術振興会研究助成課気付「第1種科研費応募書類受付担当」』あてに送ってください。
- (8) **電子申請システムによる応募情報の提出**  
「電子申請システム」により、応募書類の提出前に、応募情報の提出処理(「チェックリスト」の確定処理)を行ってください。